

- (4)本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5)保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[3]に提出してください。

備考（第14条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合に限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第15条（未経過期間に対する特約保険料の払い戻し）

- (1)特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- ①特約の消滅
 - ②特約保険料の払込免除
 - ③特約保険料額の減額
 - ④特約の保険料払済契約への変更
- (2)本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡給付金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡給付金または満期保険金の保険金受取人に払い戻します。ただし、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしたときは、保険契約者に払い戻します。

備考（第15条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第6章 特約の解除

第16条（重大事由による特約の解除）

- (1)会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ①保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ②保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[3]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[3]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[3]を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または特約保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[3]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[3]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ⑤この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③④の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2)会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ①その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ②特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

第9章 保険契約者または特約保険金受取人の代表者

第 21 条 (保険契約者または特約保険金受取人の代表者)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約において他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)この特約について特約保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。
- (3)特約保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社^[1]に提出してください。
- (4)本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (5)この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考(第21条)

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第10章 特約の契約関係者の変更

第 22 条 (特約の保険契約者の変更)

- (1)この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2)主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかつたときは、会社の知つた最後の住所にて発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第11章 特約の変更

第 23 条 (基本契約の変更に伴う特約の変更)

- (1)基本契約の変更に伴う特約の変更(別表3)の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2)本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3)本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更(別表3)に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4)本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第 24 条 (特約保険金額の減額変更)

- (1)保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2)保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ①特約保険料が払込免除となっているとき
 - ②減額後の特約基準保険金額^[1]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ③減額後の特約基準保険金額^[1]が10万円の倍数でないとき
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表8)を会社^[2]に提出してください。
- (4)本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[4]に変更の請求があった場合は保険期間の満了する日に効力を生じます。
- (5)月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。

	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
	23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。

④その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し (第14条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険 証 3 保険証券
未経過期間に対する 特約保険料の払戻し (第15条関係)	保険契約者または 基本契約の保険金 受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険 証 3 保険証券
特約保険金受取人の 代表者の指定(その 変更を含む。)(第 21条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額 変更(第24条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特 約の解約(第28条 関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人に による特約の存続(第 29条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活(第31 条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。